



担 当	埼玉労働局労働基準部賃金室
	室長 新井 孝男
	室長補佐 北條 力
	電 話 048-600-6205

埼玉県最低賃金を今年10月1日から時間額820円に改正します

— 全国4位の予定 —

本日、埼玉労働局長(阿部 充)は、時間額802円と定めている現行の埼玉県最低賃金を18円引き上げ、**時間額820円**とする旨の改正決定を行い、官報に公示しました。

効力発生日は、**平成27年10月1日**で、改正後の金額は昨年に続き**全国4位**となる予定です。

埼玉労働局では、改正決定された埼玉県最低賃金が確実に遵守されるよう周知広報を徹底し、履行確保を図ることとしています。

1 改正決定について

昨年度の埼玉県最低賃金の引上げ額は、17円(時間額785円→802円)でしたが、今年度は、802円から820円へと18円引上げることとしました。これは、本年7月29日付け中央最低賃金審議会の目安についての答申の考え方や当県における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力等を総合的に勘案して審議された埼玉地方最低賃金審議会(会長 林 大樹 一橋大学大学院教授)の答申(平成27年8月5日)を尊重したことによるものです。

【参考:埼玉県最低賃金額及び前年度上昇率、上昇額】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
時間額	759円	771円	785円	802円	<u>820円</u>
対前年度 上昇率	1.20%	1.58%	1.82%	2.17%	<u>2.24%</u>
対前年度 上昇額	9円	12円	14円	17円	<u>18円</u>

2 周知及び履行確保について

埼玉労働局では、埼玉県内すべての労使に改正決定された最低賃金額と効力発生日を周知するため、次の措置をとります。

- (1) 周知広報用ポスター、リーフレットの作成及び関係機関、事業場への配布
- (2) 県、市町村への広報誌掲載依頼
- (3) 経営者団体・労働団体等の会員(事業場)への周知依頼
- (4) 監督指導による最低賃金の履行確保を図る

3 参考

(1) 最低賃金制度

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされる制度です。

なお、最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、罰則があります。

(2) 適用

埼玉県最低賃金は、原則として埼玉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

なお、埼玉労働局長の許可(最低賃金減額特例許可)を受けた者はこの限りではありません。

(3) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ③ 臨時に支払われる手当
- ④ 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

(4) 日給、月給等との比較方法

埼玉県最低賃金は時間額で決められていますが、日給、月給の場合の比較方法は次のとおりです。

① 日給の場合

日給÷1日の所定労働時間≥最低賃金額(時間額)

② 月給の場合

月給額×12ヶ月÷年間所定労働時間≥最低賃金額(時間額)

(5) 特定(産業別)最低賃金

埼玉県内では、すべての使用者・労働者に適用される「埼玉県最低賃金」のほかに、特定の産業に適用される非鉄金属製造業最低賃金などの6件の「特定(産業別)最低賃金」が設定されています。これらの産業では、埼玉県最低賃金と特定(産業別)最低賃金が重複して適用されますが、金額の高い「特定(産業別)最低賃金」以上の賃金を支払う必要があります。

なお、特定(産業別)最低賃金についても、埼玉労働局長から埼玉地方最低賃金審議会に対して平成27年8月3日及び5日に改正諮問を行い、同審議会において審議を進めています。